鹿沼市手数料条例の一部改正について

次のように改める。

令和3年11月24日提出

鹿沼市長 佐 藤 信

鹿沼市手数料条例の一部を改正する条例

鹿沼市手数料条例(昭和48年鹿沼市条例第8号)の一部を次のように改正する。 別表第2の53の部中「第5条第1項又は第3項」を「第5条第1項から第 5項まで」に改め、同部(1)の款アの項(ア)中「が長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証す る書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81 号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が交付したものに限 る。イ及び55の項において同じ。)」を「の申請に係る住宅の構造及び 設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書(住宅の品質確保の促 進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定す る確認書をいう。イ及び次項において同じ。)若しくは住宅性能評価書 (同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。次項において同 じ。)又はこれらの写し」に、「18,000円」を「17,000円」に、 「35,000円」を「28,000円」に、「57,000円」を 「43,000円」に、「100,000円」を「67,000円」に、 「177,000円」を「106,000円」に、「306,000円」を 「161,000円」に、「563,000円」を「269,000円」に、 「790、000円」を「338、000円」に改め、同項(イ)を削り、同項 (ウ) 中「(ウ)」を「(イ)」に改め、「及び(イ)」を削り、同款イの項(ア) 中「が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基 準に適合している旨を証する書類」を「の申請に係る住宅の構造及び設備が長 期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し」に、「26,000

円」を「24,000円」に、「49,000円」を「39,000円」に、「80,000円」を「61,000円」に、「141,000円」を「98,000円」に、「247,000円」を「156,000円」に、「428,000円」を「238,000円」に、「787,000円」を「401,000円」に、「1,104,000円」を「504,000円」に改め、同表54の部を削り、同表55の部中

長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項又は第3項の 規定による申請により認定を受けた者 次に掲げる審査の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額

を「長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料」に改め、同部(1)の款アの項及びイの項を次のように改める。

- (1) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額

合

(ア) 当該長期優良住 申請1件につき前項第 宅建築等計画の変 1号ア(ア)に定める金額 更の申請に係る住 の2分の1に相当する 宅の構造及び設備 金額 1

(イ) (ア)以外の場合 申請1件につき前項第 1 号ア(イ)に定める金額 の2分の1に相当する 金額

イ ア以外の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額

宅の構造及び設備 が長期使用構造等 である旨が記載さ れた確認書又はそ の写しの添付が あった場合

(ア) 当該長期優良住 申請1件につき前項第 宅建築等計画の変 1 号イ(ア)に定める金額 更の申請に係る住 の 2 分の 1 に相当する 金額

(イ) (ア)以外の場合

申請1件につき前項第 1号イ(イ)に定める金額 の2分の1に相当する 金額

- (2) 前号の申請に併せて行う法第6条第1項の規定 による確認の申請に対する審査 次に掲げる区分 に応じ、それぞれ次に定める金額
 - ア 床面積 (建築物の計画の変更に係る部分に あっては当該計画の変更に係る部分の床面積の 2分の1、床面積の増加する部分にあっては当 該増加する部分の床面積) の合計に応じ、前項 第2号アに定める金額
 - 判定を要する建築物 号イに定める金額 に該当する建築物

イ 構造計算適合性 申請1件につき前項第2

法第87条の4申請1件につき当該建築 に規定する建築設備 | 設備の計画を変更した建 が設置される建築物 | 築設備にあっては当該変 更に係る1の建築設備ご とに8,000円(小荷物 専用昇降機については、 6,000円)、新たに設 置する建築設備にあって は前項第2号ウに定める 金額

別表第2の55の部(2)の款を削り、同部を同表54の部とし、同部の次に 次のように加える。

5	5	長其	期優	良住	宅の
	普及	の(足進	に関	する
	法律	第	1 8	条第	1項
	の規	定し	こよ	る許	可

認定長期優良住宅建築等計画に基づ 申請1件につき く住宅の容積率に関する特例許可申 | 1 6 0, 0 0 0 請手数料

円

附 則

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。 1
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料 について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例によ る。